平成２３年（フ）第５２７号
北海道旭川市７条通４丁目2500番地の75　新田マンションＡ号室
債務者　中村　真弓（旧姓塚田）
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５３１号
北海道上川郡美瑛町栄町４丁目１番14号　天山アパート１号室
債務者　佐藤　治美
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４号
栃木県矢板市富田536番地５　いおりハイツＣ－３号、前住所栃木県矢板市塩田1301番地13
債務者　関本　高樹
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月22日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第５号
栃木県小山市大字土塔232番地５
債務者　生井　光子
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第２７号
静岡県焼津市中里312番地の２　ハイツ松風105号室、旧住所静岡県御前崎市池新田2331番地の20
債務者　鈴木　京子
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６号
静岡県富士市松岡1166番地の１　ファミール鳥居207号、前住所静岡県富士市大淵2173番地の31
債務者　安武　照代
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月８日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第６１号
熊本県天草郡苓北町志岐98番地
債務者　秋永　眞弓（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月22日午後１時45分
熊本地方裁判所天草支部

平成２３年（フ）第６２号
熊本県天草市太田町17番地７
債務者　鶴戸　善美（旧姓山﨑）
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月22日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２４年（フ）第３号
熊本県天草市栖本町湯船原1938番地
債務者　金子　義海
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月22日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２４年（フ）第６号
栃木県小山市西城南１丁目９番地１　市営松ヶ丘Ｂ棟27号、従前の住所栃木県小山市駅東通り１丁目39番１号　イースタンパレス303号
債務者　平田　陽子
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後２時
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第３３９６号
神奈川県海老名市東柏ケ谷２丁目18番33号
債務者　長山　征洋
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１号
横浜市金沢区洲崎町21番９号　ハイツオータニ303
債務者　小山　　一
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７号
横浜市西区東久保町18番23号　コーポヤマサン102号
債務者　小形　拓也
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８１号
神奈川県藤沢市石川４―15―１、住民票上の住所神奈川県茅ヶ崎市ひばりが丘１番67号
債務者　藤井　裕之
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９８号
横浜市港北区岸根町515番地　石黒ハイツ201号室
債務者　齊藤　秀子
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部